

平成 24 年 2 月 15 日

各 位

会 社 名 あかつきフィナンシャルグループ株式会社
代表者名 代表取締役社長 工 藤 英 人
(コード 8737 大証第2部)
問合せ先 執行役員管理本部長兼総合企画室長兼財務経理部長 川中 雅浩
(TEL 03-6821-0606)

(訂正)「ドリームバイザー・ホールディングス株式会社に対する 公開買付けの開始に関するお知らせ」の一部訂正について

当社が平成 24 年 2 月 10 日に発表いたしました「ドリームバイザー・ホールディングス株式会社に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」(以下「本プレスリリース」といいます。)の記載内容について、一部誤りがありましたので、下記のとおり訂正いたします。

なお、訂正箇所には下線を付しております。

記

【本プレスリリース 4 頁】

(訂正前)

②対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値評価算定書の取得

対象者賛同プレスリリースによれば、対象者は、当社が提示した買付価格に対する意思決定において、その公平性を担保するため、中山公認会計士事務所を第三者算定機関に選定し、対象者普通株式の 1 株当たりの株式価値の算定を依頼したとのことです。対象者は、中山公認会計士事務所が対象者及び当社の関連当事者に該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないことから、株式価値算定において恣意性が働かないものと判断したため、中山公認会計士事務所を第三者算定機関に選定したとのことです。なお、対象者は中山公認会計士事務所から本公開買付価格の公正性に関する評価(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。

<以下省略>

(訂正後)

②対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値評価算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、当社が提示した買付価格に対する意思決定において、その公平性を担保するため、中山公認会計士事務所を第三者算定機関に選定し、対象者普通株式の 1 株当たりの株式価値の算定を依頼したとのことです。対象者は、中山公認会計士事務所が対象者及び当社の関連当事者に該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないことから、株式価値算定において恣意性が働かないものと判断したため、中山公認会計士事務所を第三者算定機関に選定したとのことです。なお、対象者は中山公認会計士事務所から本公開買付価格の公正性に関する評価(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。

<以下省略>

【本プレスリリース10頁】

(訂正前)

(本公開買付価格の公平性を担保するための措置)

i. 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値評価算定書の取得

対象者賛同プレスリリースによれば、対象者は、当社が提示した買付価格に対する意思決定において、その公平性を担保するため、中山公認会計士事務所を第三者算定機関に選定し、対象者普通株式の1株当たりの株式価値の算定を依頼したとのことです。対象者は、中山公認会計士事務所が対象者及び当社の関連当事者に該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないことから、株式価値算定において恣意性が働かないものと判断したため、中山公認会計士事務所を第三者算定機関に選定したとのことです。なお、対象者は中山公認会計士事務所から本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

<以下省略>

(訂正後)

(本公開買付価格の公平性を担保するための措置)

i. 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値評価算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、当社が提示した買付価格に対する意思決定において、その公平性を担保するため、中山公認会計士事務所を第三者算定機関に選定し、対象者普通株式の1株当たりの株式価値の算定を依頼したとのことです。対象者は、中山公認会計士事務所が対象者及び当社の関連当事者に該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないことから、株式価値算定において恣意性が働かないものと判断したため、中山公認会計士事務所を第三者算定機関に選定したとのことです。なお、対象者は中山公認会計士事務所から本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

<以下省略>

【本プレスリリース11頁】

(訂正前)

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
4,000株	3,219株	4,000株

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(3,300株、買付等を行った後における所有割合33.03%)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の上限(4,000株、買付等を行った後における所有割合41.05%)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) <以下省略>

(訂正後)

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
4,000株	3,219株	4,000株

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(3,219株、買付等を行った後における所有割合33.03%)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の上限(4,000株、買付等を行った後における所有割合41.05%)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) <以下省略>

【本プレスリリース12頁】

(訂正前)

(9) その他買付け等の条件及び方法

①法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限 (~~3,300株~~、買付等を行った後における所有割合33.03%) に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の上限 (4,000株、買付等を行った後における所有割合41.05%) を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

<以下省略>

(訂正後)

(9) その他買付け等の条件及び方法

①法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限 (~~3,219株~~、買付等を行った後における所有割合33.03%) に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の上限 (4,000株、買付等を行った後における所有割合41.05%) を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

<以下省略>

以 上